



『 GHS分類/ SDS/ ラベル に関する基礎と実務 』

不適切なSDS/ラベルは**時限爆弾**！！

適切なSDS/ラベルは**顧客と御社の守護神**！！



一般社団法人産業環境管理協会

Copyright(C)2015 JEMAI All Rights Reserved



提供サービス

多くの国がGHSを法律化し、GHSに基づくSDSの提供、ラベルの貼付は、国際的に不可欠となっています。

化学物質はすべての業種に関係するため、化学関係業界はもちろん、商社、電機、自動車、建設、資源などほとんどの業種がGHS・SDS・ラベルを理解し、実施することが必要です。

社内でSDS・ラベルの作成、利用に関する部門は多岐にわたるので、社内でも全員がGHSについて理解しておくことが必要です。

例えば、病院、警察、消防等からの緊急対応問合せはSDSを参照して実施。

SDS・ラベルが関係するトラブルは結構たくさんあります。

日本でも、SDS・ラベルの不適が重大事故の原因で、莫大な損害賠償を余儀なくされた事例もあります。

米国では、労災事故は通常PL訴訟で争われ、SDS・ラベルの不適は製品の欠陥と見なされ製造物責任(無過失責任)が問われます。

不適切なSDS・ラベルは、顧客・消費者・環境に対する重大な危害発生の原因となる可能性があります。適切で簡潔明瞭なSDS・ラベルはそれを予防します。

産業環境管理協会では、蓄積したノウハウに基づき、適切なSDS・ラベルの作成と管理のための総合的な支援を行うことができます。

1 GHS分類、SDS及びラベルに関する相談、質問 1/2

GHS分類、SDS作成及びラベル作成を実際に行ってみると、各種の疑問が出てきます。また、いろいろな要望が出てきます。

そのような場合に、頼りになるのが、産業環境管理協会の専門スタッフです。

専門スタッフは、化学企業等でのSDS/ラベル作成経験、日化協等を通じてのGHS導入活動経験/JIS原案作成経験、企業指導経験などが豊富であり、お客様のニーズに具体的に的確に対応することができ、高い評価を得ています。

ご質問/ご相談費用は、簡単なものは無料です。時間や調査等が必要な場合は、見積もりをご承認後、ご要望に応じて対応できます。

1 GHS分類、SDS及びラベルに関する相談、質問 2/2

質問 / 対応事例より抜粋

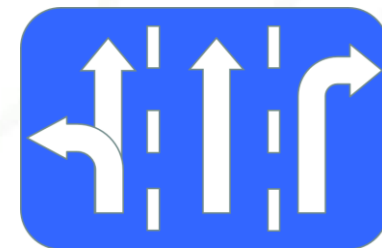
- ・安全情報はどこまで調べればよいか？
 - ➡ むやみに多くの調査することはよくありません。範囲を決定する条件、情報がない場合の有効な対応をご紹介します。
- ・GHS分類が公的機関の分類と異なった場合は問題ないか？
 - ➡ 合理的理由により異なる分類となる場合があります。
- ・SDS 3項の機密成分表示はどのようにすればよいか？
 - ➡ 法規遵守、訴訟対応等も考慮して対応する方法を紹介します。
- ・製品容器が小さくラベルが貼付できないときはどうする？
 - ➡ 上市国の規制に応じた貼付方法をご紹介します。
- ・コンピューターシステムで作成したSDSが正しいか検証して欲しい。
 - ➡ コンピューターシステム作成で対応できないところも対応案を示します。
- ・新規物質を含むSDS作成上、事故予防上の留意点は？
 - ➡ 使用法、安全情報、その他の記載方法で工夫できます。

事故
予防・
法規
遵守・
簡潔
明瞭に

2 SDS/ラベルの作成及び検証 1/2

産業環境管理協会 国際化学物質管理支援センターでは、専門スタッフが、顧客からの国内外のGHS分類、SDS/ラベル作成要望に対応しています。 海外の支援企業とも連携していますので、**海外のGHS分類、SDS/ラベル作成等に関する高度な質問/対応支援**にも対応できます。

御社作成**SDS/ラベルの適正検証**のご要望にも対応しています。
 事故予防/企業防衛に関するノウハウがあるので、GHS分類、法規対応だけの観点だけでなく、**事故予防、企業防衛などの観点からアドバイス**します。



2 SDS/ラベルの作成及び検証 2/2

下記手順で実施します。実施の前に見積もりと機密保持契約締結を行います。機密保持契約は、主に産業環境管理協会の義務について記載されています。

作成依頼

メールアドレス:chemicals(at)jemai.or.jp

↓

要望確認

作成条件、留意点、質問などをご確認、調整させていただきます。

↓

見積

ご要望に応じた内容で、作成費用、納期、機密保持契約内容をご提示します。

↓

作成/検証

見積内容ご承諾後に作成/検証します。案についてのご要望を反映します。

↓

納品

GHS分類結果/SDS/ラベル/検証結果を納品させていただきます。

3 教育、体制整備 1/2

国内外の法規改正、ビジネスの国際化などにより、企業のすべての部門で、GHS分類、SDS及びラベルに関する、基礎教育から専門実務相談までのニーズが高くなっています。

大手の化学企業でも、社内の教育を産業環境管理協会に委託されている場合があります。

会場で開催、企業訪問、Webセミナーなど各種の方法で実施しています。

GHS分類、SDS及びラベルに関する業務を確実に実行するためには、社内の体制整備、関係部門との協力、経営幹部の理解が重要です。

産業環境管理協会では、そのお手伝いをすることができます。

4 情報提供

・GHS/SDS/ラベル関係の国内外情報をCATCHERシステムと連携して提供できます。

関係情報を解説、アドバイス付きで提供できます。

世界の最新情報が解説付きで提供できます。

1件/月の頻度で、質問し回答が得られます。

詳細は下記をご参照ください。

CATCHER : <https://www.chemical-info-jemai.net/catcher>

CATCHERの情報を
GHS/SDS/ラベルセミナー
で引用した例

(EUでは2020/1から混合物
組成識別のための記号をラ
ベルに記載する必要があります。)

JEMAI

1-5 EU中毒センターへの届出 2/2

EU UFI (固有処方識別子)
GHSラベルにUFIを表示した例: ECHA Webynar資料より引用

<p>UFI: QJA0-K0KA-H00P-EEW2</p> <p>Danger!</p> <p>Causes skin irritation. Causes serious eye irritation.</p>	<p>•TRICHLORO X® Contains: triclosan</p> <p>63 Saint Mary Axe London E1C 1AX</p>
--	--

UFI